

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

第 2 1 号  
(教職員全員配布)

2011年11月28日

文責 馬場 隆

## ◇2011確定交渉・現業賃金交渉◇

### 賃下げに不満を残しつつも一定の改善を評価して妥結

高教組は 11 月 22 日、4 回の確定交渉、2 回の現業賃金交渉での県教委の回答等について、月例給の引き下げや自宅の住居手当の廃止等の賃下げに不満が残るものの、週休日の振替対象

の拡大や非常勤職員の夏季休暇拡大等の改善点を評価して、受け入れると、県教委に文書で回答し、今年度の確定交渉及び現業賃金交渉は妥結しました。妥結内容は下記のとおりです。

#### 2011確定交渉・現業賃金交渉の妥結内容 ※(2)～(7)が改善点

##### (1) 給与改定

###### 1) 月例給の引き下げ(11年12月1日実施)

人事院勧告に準じて、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に300～2000円引き下げ。

※現給保障については、0.49%引き下げ。

現業職員についても、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に300～1900円引き下げ。

※現業職員の経過措置該当者は引き下げなし

###### 2) 自宅にかかる住居手当(月1800円)の廃止(11年12月1日実施)

##### (2) 週休日の引率業務等の振替対象の拡大(12年4月実施予定)

###### 1) 振替対象の大会等の拡大

特勤手当の支給対象になっている「対外運動競技等」に該当する大会を振替可能とする。

###### 2) 振替等の制限の廃止

現行の引率業務等に係る時間の半分(最大8時間)の制限を廃止し、引率業務等にかかる時間の全てを振替等ができるものとする。

※振替は、1日単位でも、半日勤務時間(3～4時間45分)単位でも可能。

##### (3) 非常勤職員(「報酬」で賃金を支給されている職員)の夏季休暇の拡大(12年4月実施)

現行では、週5日勤務の人と週29時間以上で4日勤務する人に1日付与していたものを、週29時間勤務の制限をなくし、週の勤務日数に応じて付与する。

週5日勤務の場合…2日、週3～4日勤務の場合…1日

※「週29時間以上勤務」の要件がなくなったので非常勤講師も取得可能になる。

##### (4) 育児休暇(時間)の拡大(12年4月実施予定)

現行の1日90分(45分×2回)を120分(60分×2回)とする(人事委員会と協議)。

##### (5) 育児休業取得の場合の期末手当の支給割合の改善(11年12月1日実施)

育児休業が1ヶ月以内の場合は期末手当の支給割合を減らさない(現行は2割減)。

##### (6) 臨時的任用職員の採用時の健康診断書提出の簡素化(12年4月実施)

連続して臨時的任用職員に採用された場合、健康診断書は定期健診の診断書で代替できるものとする。※職場で定期健診を受けていれば、改めて健康診断をうけなくてよい。

##### (7) 不妊治療を病休の対象に入れる。(12年4月実施)

アンケートや人事委員会宛の署名、重点要求書名へのご協力ありがとうございました。  
現給保障廃止問題については12月中旬から交渉を再開します。